議案第４１号

専決処分の承認を求めることについて

（向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成２９年5月３０日提出

向日市長　安　田　　守

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

平成２９年３月３１日提出

向日市長　安　田　　守

条例第１１号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

向日市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第２号中「にあっては」を「には」に改め、同条第３項中「によって」を「により」に、「４３３円」を「３３３円」に改め、「第２号」の次に「に該当する扶養親族については１人につき２６７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者がない場合には、そのうち１人については３３３円）を、第３号」を加え、「第５号」を「第６号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第２号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「３６７円」を「３００円」に改め、同項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

第５条第４項中「満１５歳」を「１５歳」に、「満２２歳」を「２２歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の向日市消防団員等公務災害補償条例第

５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた向日市消防団員等公務災害補償条例同条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

〈参　考〉

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
新　旧　対　照　表

改　　　　正	現　　　　行
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第５条　　略	第５条　　略
２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1)　非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	(1)　非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
(2)　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、８，８００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(2)　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合にあっては、８，８００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがな	３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがな

く主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については３３３円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき２６７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者がない場合には、そのうち１人については３３３円）を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円（非常勤消防団員等に第１号に該当する者及び第２号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち１人については、３００円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	く主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については４３３円を、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円（非常勤消防団員等に第１号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち１人については、３６７円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
(1)　　略	(1)　　略
(2)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子	(2)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫
(3)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫	
(4)　　略	(3)　　略
(5)　　略	(4)　　略
(6)　　略	(5)　　略
4　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	4　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。